

【全国都道府県議会議長会第 169 回定例総会における土砂災害対応に関する決議等について】

下記の通り、47 都道府県の議長で構成される全国都道府県議会議長会（会長：柴田正敏秋田県議会議長）の第 169 回定例総会が Zoom ミーティングを活用したオンライン方式にて開催されました。

1 実施日

令和 3 年 7 月 1 4 日（水）13：30 開始（茨城県は議会棟 2 階小会議室において参加）

2 内容

下記の議案等が審議され、いずれも異議なく決定されました。

（1）梅雨前線に伴う大雨による土石流災害に関する決議について

熱海市で発生した大規模な土石流災害など各地で被害が生じていることから、

- ① 行方不明者の早期発見、被災者の救援や被災地の復旧支援
- ② 盛土に関して全国統一の安全基準、規制の強化を含めた法制度の整備
- ③ 全国の盛土の安全点検の実施、盛土に関係する土石流災害の発生防止対策の実施
- ④ 大雨による土石流対策を強化するための技術的・財政的支援

等を求めるものでありましたが、盛り土や埋め立て等については法律による規制がなく、事前に全国都道府県議会議長会に対し、常井茨城県議会議長から、条例による規制だけでは対応に限界があり、国民の生命や財産を守るため、「国において、規制の強化を含めた法制度の整備を求めること」を追加するよう強く要請したところ、その旨が追加され決定したところであります。（別紙 1）

なお、地すべりがけ崩れ対策都道府県議会協議会（会長：佐藤純新潟県議会議長）※の定例総会においても、盛り土の安全対策について提言するべきではないかと申し入れ、国に対して緊急提言を行うこととなりました。（別紙 2）

※ 地すべりがけ崩れ対策都道府県議会協議会

地すべり及びがけ崩れ対策事業の促進を図るため、44 都道府県で構成された協議会

<参考>

茨城県においては、県や市町村の条例で土砂等の埋立て等について規制をしていますが、土砂等の不適正な処分が後を絶たず、いばらき自民党においてもこの問題に関する勉強会を行っています。

（2）その他の議案等

令和 2 年度決算の認定、議案審議、会則の一部改正、役員等の選任など

3 今後の予定

決定された、決議等については、後日、全国都道府県議会議長会会長を中心に国へ要請活動を行うこととなります。

(会議の風景)



オンライン会議に出席する常井議長



オンライン会議出席者の様子



オンライン会議の審議状況



梅雨前線に伴う大雨による土石流災害に関する決議

梅雨前線の影響により令和3年7月1日から降り続いた雨は、東海や関東地方で記録的な雨量となり、7月3日に、熱海市で大規模な土石流を引き起こし、多くの住宅等が流失し、多数の死傷者が出るなど甚大な被害が発生した。

また、その後も、中国地方や九州地方で土砂崩れや河川の氾濫を引き起こし、人的被害とともに、住宅被害等が発生している。

被災した地方公共団体では、早期の復旧に向けて懸命に取り組んでいるが、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、今回の事態に対応するためには、国の緊急かつ重点的な支援が不可欠である。

また、熱海市における土石流の起点付近には大量の盛土が確認されており、そのほぼ全てが崩落し流出したと見られており、集中豪雨等による自然災害が頻発化・激甚化する中、全国各地における盛土についても、土石流の要因となる可能性や被害を拡大させる危険性があることから、一刻も早く十分な対策を講ずる必要がある。

よって、国民の生命と安全で安心な暮らしを守るため、早急に次の措置を講ぜられたい。

- 1 行方不明者の早期発見に努めるとともに、被災者の救援や被災地の復旧を支援すること。また、地元自治体との連携の下、今般の土石流の原因解明を図ること。
- 2 盛土に関して全国統一の安全基準を設ける とともに、規制の強化を含めた法制度の整備を図る こと。
- 3 全国の盛土の安全点検を実施するとともに、盛土に係る土石流災害の発生防止対策を実施すること。
- 4 大雨による土石流対策を強化するために、技術的・財政的支援を一層図ること。

以上、決議する。

令和3年7月14日

全国都道府県議会議長会

令和3年7月1日からの大雨により発生した土砂災害への対応に関する緊急提言

令和3年7月

地すべりがけ崩れ対策都道府県議会協議会

梅雨前線の影響により令和3年7月1日から降り続いた雨は、東海や中国、九州地方を中心に記録的な豪雨となり、河川の氾濫、堤防の決壊、土砂災害等が発生しました。

中でも、7月3日には、静岡県熱海市で大規模な土石流が発生し、多くの住宅等が流失し、多数の死傷者が出るなど甚大な被害がもたらされました。

被災県等におきましては、被災地の応急復旧及び避難者の支援等に全力を挙げて取り組まれているところですが、このたびの極めて深刻な事態に対応するためには、政府による迅速かつ強力な支援が不可欠です。

このため、政府並びに関係各位におかれては、被災地の早期の復旧、復興を可能なものとし、再び土砂災害による悲劇を繰り返さないようにするため、今般の土石流の原因解明を図るとともに、下記事項について積極的な取組が実施されますよう、提言いたします。

記

- 1 甚大な被害を受けた被災地については、速やかに激甚災害に指定するとともに、二次災害防止について、より早急に安全を確保するため、緊急対策工事に迅速に着手できるように特段の配慮を行うこと。

なお、激甚災害に指定されない場合にあっても、指定と同等の財政支援を行うこと。

- 2 被災状況の調査・分析、二次災害の防止、応急・復旧工事等の対応が迅速かつ的確に行われるよう、TEC-FORCEや土砂災害の専門家を被災地方公共団体に派遣するなど、被災地への人的支援の強化を図ること。

3 不適切な盛土の管理等を原因とした土砂災害が発生しうることから、全国の被害の発生が懸念される箇所への安全点検を実施するなど、発生防止のための必要な措置を講じること。

また、盛土の安全対策については、国民の生命や財産を守ることができるよう、国において全国統一の安全基準を設けるなど、しっかりと法制度の整備を図ること。

4 被災県の応急対応や復旧に要する経費について、特別交付税による財政支援など、地方負担の軽減のために十分な地方財政措置を講じること。

5 集中豪雨等の発生時に住民の迅速な避難等を促すため、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定や雨量情報の観測、提供も含めた警戒避難体制の整備などのソフト対策について、地方公共団体に対し積極的に助言すること。

令和3年7月

地すべりがけ崩れ対策都道府県議会協議会

会長 新潟県議会議長 佐藤 純